

【口座振替についての確認事項】

＜この手続きで口座振替できるものについて＞

- この手続きで口座振替できるのは、保育料(0～2歳児)、延長保育料(全年齢)、公立保育園又は公立認定こども園の給食費(3～5歳児)です。私立保育園の給食費(3～5歳児)の支払方法については、各園へお問合せください。

＜転園される場合について＞

- 転園される場合は、再度口座振替の手続きが必要です。

＜児童のきょうだいが保育園又は認定こども園に在園している(する)場合について＞

- すでに口座振替を手続き(金融機関アプリで登録又は口座振替届を提出)されている場合、きょうだい分について、口座振替手続きは不要です。在園児童に登録されている口座を、きょうだいの振替口座として登録させていただきます。ただし、以下の事項に注意してください。
 - ◆ 児童と、児童のきょうだいが「こども園(※1)」と「保育園(※2)」に分かれて在園される場合は、それぞれで登録をする必要があります。
(※1)こども園は、豊富保育園、形埜保育園、梅園こども園、広幡こども園、矢作こども園の計5園です。
(※2)保育園は、こども園以外の公立保育園と私立保育園です。
 - ◆ きょうだいの在園期間が重複しない場合は、それぞれで登録をする必要があります。

＜口座振替完了までの納付方法について＞

- 事務手続きが完了するまでは、『納付書・領収証書』を保育園からお渡ししますので、金融機関等で納付してください。

＜振替口座の変更について＞

- 振替口座を変更する場合や、婚姻等で納入者(保護者)が変更となる場合は、新たに手続きしてください。

＜振替(払込)日について＞

- 振替(払込)日は納期限の日です。

＜振替(払込)終了後について＞

- 振替(払込)日を過ぎたら、振替(払込)結果をご確認ください。
- 残高不足等で振替(払込)できなかった場合、再振替(払込)はできませんので、後日送付する督促状で納付してください。